

農林水産省同時発表

平成21年7月30日

海外商品取引業者に対する行政処分（業務停止命令9か月）について

【概要】

農林水産省及び経済産業省は、海外商品取引業者である株式会社日本C X（本社：大阪府大阪市）に対して行った立入検査の結果、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和57年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に該当する事実が認められたため、平成21年7月31日から平成22年4月30日までの9か月間、業務の一部を停止するよう命じました。

1．処分内容

業務停止命令（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く） 9か月
（平成21年7月31日（金）から平成22年4月30日（金）まで）

2．処分理由

同社について、次のとおり法第11条第1項（業務停止命令）の規定に該当する事実が認められた。

- （1）法第4条に規定する海外先物契約の締結前における書面の交付に関し、当該書面に記載すべき事項として海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則（昭和58年通商産業省令第3号。以下「規則」という。）第2条に規定する事項について、当該書面に、顧客から徴収する手数料の徴収の方法に係る記載をしていなかった。
- （2）法第5条第1項に規定する海外先物契約の締結に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として同項及び規則第4条に規定する事項について、当該

書面に、海外商品市場における相場の表示に用いられる海外通貨の単位及び当該外国通貨の単位を本邦通貨の単位に換算する方法を記載しておらず、また、顧客が預託する保証金の預託の方法に係る記載をしていなかった。

(3) 法第 5 条第 2 項に規定する顧客の売買指示に係る書面を交付していなかった。

(4) 法第 1 0 条第 8 号に基づく規則第 8 条に規定する海外商品取引業者の不当な行為等の禁止において、海外先物契約の締結の勧誘につき、虚偽の表示をしていた。

【問い合わせ先】

農林水産省総合食料局商品取引監理官

代表：03-3502-8111（内線4175）

ダイヤルイン：03-6744-2245

F A X：03-3502-6847

当資料のホームページ掲載先

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

経済産業省商務情報政策局商務課

代表：03-3501-1511(内線4211)

直通：03-3501-6683